

## 平成20年度外部評価委員会において見直し等の判定となった事業について

平成20年度の外部評価委員会で実施した事務事業及び補助金等の評価結果については、下記のとおりとなっております。

事務事業	評価対象事業	15件
	拡大重点化	- 1件、見直し - 3件、現状継続 - 11件
補助金等	評価対象事業	11件
	継続（36点以上）	- 1件、継続（30点以上36点未満） - 10件

上記のうち、「拡大重点化」、「見直し」と評価された事務事業の4件について、各担当部署における検討状況・実施内容を下記のとおり報告します。

事務事業名	情報化施策推進事業		
総合判定	拡大重点化	担当部局名	総務部 情報推進課
<b>【今後の方向性に係る集約意見】</b>			
<p>情報通信機器を活用し「情報の提供・情報の共有」には、ホームページは極めて有効な手段であるが、より広く市民に行政情報及び地域情報等の周知を行うには、魅力あるホームページ作りの工夫とアクセス件数の増加に向けた広報が必要である。</p> <p>また、北広島市内産官学連携のネットワークの構築により地域情報社会の拡大に積極的な取組を期待したい。</p>			
<b>【担当部局での検討状況・実施内容】</b>			
<p>各担当課等において個々にホームページの追加・更新が可能となる「コンテンツマネジメントシステム（CMS）」を導入し、併せてトップページを含む全体のリニューアルを図りました（平成21年4月公開）。今後とも各担当課等と連携し、迅速な情報の提供や、魅力あるホームページ作りに努めていきます。</p> <p>耐震や災害対策面での弱さが指摘されていたサーバ室については、ただいま、主要データのバックアップ設備を庁舎外に構築中であり、今年度内には稼働開始の予定であります。</p>			

事務事業名	庁舎維持管理業務		
総合判定	見直し	担当部局名	総務部 総務課
<b>【今後の方向性に係る集約意見】</b>			
<p>3年サイクルで実施している庁舎の清掃・警備委託業務を、平成21年の次期契約時から一年更新に改めると同時に、地元事業者育成を視野に清掃・警備の個別委託から両者の一括委託を検討し、さらなる経費節減に努める。</p> <p>老朽庁舎延命のための維持修繕に限界があることも理解できるが、新築計画があるにしても、より合理的な検討を先に行うべきである。</p>			
<b>【担当部局での検討状況・実施内容】</b>			
<p>毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものについて、長期にわたって締結するほうが合理的であるとの考えにより、平成16年に地方自治法が改正され、当市も平成19年度より長期継続契約を導入し、経費の節減に努めているところであります。</p> <p>庁舎維持管理業務についても、平成19年4月から3年間の長期継続契約で実施中であり、平成22年度も単年度契約を繰り返すより合理的であると考え、長期継続契約で入札を計画しています。清掃と警備の一括委託については、地元企業の入札参加機会の確保の面から困難であると考えています。</p>			

事務事業名	庁用車管理業務		
総合判定	見直し	担当部局名	総務部 総務課
<b>【今後の方向性に係る集約意見】</b>			
<p>各課配置車両の稼動状況を集中管理車両レベルまで改善することにより、更なる効率運用と経費節減が見込まれる。集中管理方式への一本化が望ましい。</p> <p>また、燃費削減、環境面への配慮から低公害車の早期導入を検討するとともに交通事故の絶無へ向け指導・管理を徹底する必要がある。</p>			
<b>【担当部局での検討状況・実施内容】</b>			
<p>「庁舎維持管理業務」と同様に平成19年4月から長期継続契約で実施中であり、各課の配置車両については、各種補助事業等の目的により借り上げ、購入している車両であるため、目的外使用となることから集中管理を行えない状況であります。</p> <p>低公害車の購入については、平成20年度1台購入し合計で8台となっております。</p> <p>今後とも、低公害車の早期導入については、予算の範囲内で検討していく考えであり、交通事故防止に向けても指導・管理を徹底していく所存であります。</p>			

事務事業名	生きがいデイサービス事業（介護予防事業）		
総合判定	見直し	担当部局名	保健福祉部 高齢者支援課
<b>【今後の方向性に係る集約意見】</b>			
<p>介護保険制度の改正に伴い、平成18年から本事業の対象をいわゆる特定高齢者（介護や支援が必要になる可能性の高い高齢者）に改めた。しかし、現在の利用者41人のうち特定高齢者はたった1人で、残りは一般高齢者である。特定高齢者は実数が把握しにくいという外出を嫌う傾向にあることを考慮しても、事業の目的とその実態がかけ離れている。</p> <p>まずは特定高齢者の実態把握と本事業への参加を促す一層の努力を求め、一方で特定高齢者のみを対象とした目的変更が、現実に即していたのか否かを検証する必要がある。</p>			
<b>【担当部局での検討状況・実施内容】</b>			
<p>外部評価の後、生きがいデイサービスの利用者（欠席者を除く）に対して、特定高齢者を決定していくための基本チェックリストにより確認を行い、特定高齢者の候補者は13人在籍していることを確認しました。（後に2名退籍）</p> <p>新年度から、欠員を補充する際は必ず特定高齢者の判定を行い、特定高齢者に決定した者だけとしています。</p> <p>現在の在籍状況は、定員45人のうち特定高齢者は7人（16%）、特定高齢者の候補者11人（24%）を合わせると18人となり40%を占める状況になっています。</p> <p>また、特定高齢者と決定される方が少ないことから、生きがいデイサービスの定員枠に余力がある場合に受け入れている一般利用者のうち90歳代2人を含む75歳以上の後期高齢者が25人（56%）となり、介護保険制度の全くサービスの対象とならない方々のため、この事業で支援していくことは介護予防の観点から有効と考えております。</p> <p>※ 特定高齢者：要介護・要支援となるおそれの高い高齢者。基本チェックリストと生活機能評価を基に市が決定する。</p>			